

特定非営利活動法人 ひとまちルリエ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひとまちルリエ（以下「法人」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県高市郡高取町に置く。

2 この法人は、前項のほか、必要に応じて従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や地域住民に対し、日常生活および社会生活を支援するための福祉サービスおよび地域交流促進活動を行い、地域に住む全ての人々が安心して暮らせるまちづくりの推進と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②まちづくりの推進を図る活動
- ③社会教育の推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①道路運送法に基づく福祉有償運送事業および過疎地有償運送事業
- ②福祉有償運送運転者の養成および福祉人材の育成・教育事業
- ③移動支援・地域交通に関する調査研究・普及啓発事業
- ④特定旅客自動車運送事業
- ⑤介護保険法に基づく居宅サービス事業および介護予防サービス事業
- ⑥介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑦高齢者および地域住民に対する生活支援、見守り、介護予防に関する事業

- ⑧ 高齢者および地域住民に対する食事提供、配食サービスおよび交流食堂の運営
- ⑨ 地域交流を目的とした飲食・コミュニティスペースの運営、地域交流イベント・講座等の開催
- ⑩ まちづくりに関する調査・研究・提言活動
- ⑪ その他、この法人の目的を達成するために必要な非営利事業

(2) その他の事業

- ① 医療、介護および福祉に関する研修・セミナー受託事業
- ② マニュアル・教材の制作及び販売事業
- ③ コンサルティング事業（福祉有償運送の立ち上げ支援、運営改善支援等）
- ④ 物品販売事業
- ⑤ 地域の資源や文化を生かした観光客等への食事提供・交流事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上、10人以内

(2) 監事 1名以上、3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって少数の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は第23条第2項3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者に

あつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益

費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限り)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事	原 由佳里
理事	前田 顕利
同	木村 幸生
監事	植田 隆介

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	5,000円	正会員会費	0円(1年間分)
(2) 賛助会員入会金	5,000円	賛助会員会費	0円(1年間分)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人ひとまちルリオ

[illegible]

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

中山間地域に位置する高取町では、公共交通網が十分に整備されておらず、いわゆる「交通空白地」が点在している。また、少子高齢化が進み、日常生活における買い物や通院といった移動手段を確保することが困難な高齢者や交通弱者が数多く存在しており、社会的孤立や生活の質の低下が懸念されている。また今年5月末に、町内で唯一営業していたタクシー会社が休業となったことで、地域住民の移動手段は一層制限され、事態は深刻化している。

私たちは、自家用有償旅客運送の制度を利用し、地域住民の潜在的な力を活かした福祉有償運送事業を行うことで地域における高齢者等の移動の課題を解決し、誰もが安心して暮らせる環境を整えることを目的に特定非営利活動法人を立ち上げます。さらには、移動支援をきっかけに地域の交流を生み、互いに助け合う循環型の地域システムを構築し、持続可能なまちづくりを目指します。

2 申請に至るまでの経過

令和7年2月20日	設立発起人が、高取町役場総務課へ福祉有償運送事業を行いたい旨を相談。特定非営利活動法人設立に向け本格的に情報収集を始める。
令和7年7月5日	特定非営利活動法人ひとまちルリエ設立のため、発起人会を結成する。
令和7年7月17日	設立発起人が県の起業家支援事業（補助金）に応募。書類審査通過。
令和7年8月5日	起業家支援事業二次審査を受け、内定を頂く。
令和7年8月8日	設立発起人が、高取町役場総務課・福祉課へ福祉有償運送事業の開始について相談。特定非営利活動法人ひとまちルリエの事業目的、立ち上げスケジュール等について共有。 ⇒中和地区福祉有償運送運営協議会（令和8年2月開催予定）で認証を受けるために協働していくことで同意を得る。
令和7年8月25日	起業家支援事業、交付申請書提出 県の補助事業として伴走支援を受けることとなる。
令和7年9月3日	特定非営利活動法人ひとまちルリエ設立総会準備のため発起人会開催
令和7年10月8日	特定非営利活動法人ひとまちルリエ設立総会開催

令和7年10月8日

特定非営利活動法人ひとまちルリエ
設立代表者 原 由佳里

令和 7 年度事業計画書

法人成立の日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 ひとまちルリエ

1 事業実施の方針

本法人は、令和 8 年 4 月からの本格的な事業開始を目指し、令和 7 年度においては、各種準備業務および基盤整備に重点的に取り組む方針である。

具体的には、福祉有償運送事業の立ち上げに向け、運転者の養成や地域に対する普及啓発事業を段階的に実施するとともに、事業所開設に向けた調整、関係機関との連携体制の構築、資金調達および助成金申請など、運営に必要な体制の整備を進める。

これらの活動を通じて、令和 8 年度以降の円滑かつ持続的な事業運営を可能とする土台を築き、地域福祉の実現に貢献する準備期間と位置づける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
①道路運送法に基づく福祉有償運送事業および過疎地有償運送事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
②福祉有償運送運転者の養成および福祉人材の育成・教育事業	福祉有償運送運転者養成事業（福祉有償運送運転者講習、及びセダン等運転者講習の開催）	1 月～2 月	高取町内	3 名	講習終了後に住民ドライバーとして登録をするもの 8～10 名	255
③ 移動支援・地域交通に関する調査研究・普及啓発事業	福祉有償運送普及啓発事業（ドライバー募集と利用者募集の啓発チラシの作成、及び頒布）	成立の日 ～ 3 月	高取町内	3 名	地域住民 3,000 名程度	178

④特定旅客自動車運送事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑤介護保険法に基づく居宅サービス事業および介護予防サービス事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑥介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑦高齢者および地域住民に対する生活支援、見守り、介護予防に関する事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑧高齢者および地域住民に対する食事提供、配食サービスおよび交流食堂の運営	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑨地域交流を目的とした飲食・コミュニティスペースの運営、地域交流イベント・講座等の開催	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑩まちづくりに関する調査・研究・提言活動	本年度事業実施予定なし	なし				0

⑪その他、この法人の目的を達成するために必要な非営利事業	福祉有償運送事業立ち上げ準備事業（システムの選定やクラウドファンディング、福祉有償運送の登録等）	成立の日 ～ 3月	高取町内	3名	0名	502
------------------------------	--	-----------------	------	----	----	-----

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額 (千円)
①医療、介護および福祉に関する研修・セミナー受託事業	本年度事業実施予定なし	なし			0
②マニュアル・教材の制作及び販売事業	本年度事業実施予定なし	なし			0
③コンサルティング事業（福祉有償運送の立ち上げ支援、運営改善支援等）	本年度事業実施予定なし	なし			0
④物品販売事業	本年度事業実施予定なし	なし			0
⑤地域の資源や文化を生かした観光客等への食事提供・交流事業	本年度事業実施予定なし	なし			0

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 ひとまちルリエ

1 事業実施の方針

本法人は、地域住民の移動支援と福祉の向上を目的として、令和 8 年度においては福祉有償運送事業を中心とした事業運営を実施する。前年度までの準備・体制整備を踏まえ、本年度より本格的に事業を展開することで、地域住民、特に移動困難な高齢者や障がい者等の外出支援ニーズに応える体制の構築を図る。

あわせて、事業の継続的な実施と質の向上を目的とし、福祉有償運送の運転者養成および福祉人材の育成・教育にも取り組む。また、地域における福祉交通の理解促進を目的に、普及啓発に関する調査研究や情報提供活動も行う。

本年度は、重点的にこれら三つの事業を推進し、今後の地域福祉の在り方を支える基盤づくりを進めるものとする。その他の事業については、地域ニーズや組織体制の整備状況を踏まえ、次年度以降の段階的な実施を検討する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
①道路運送法に基づく福祉有償運送事業および過疎地有償運送事業	福祉有償運送事業（高齢者等の自家用有償旅客運送）	通年	発着を高取とした高取町周辺地域	10～13 名	要支援・要介護認定者及び障がい者等の移動困難者 150 名程度	2,140
②福祉有償運送運転者の養成および福祉人材の育成・教育事業	福祉有償運送運転者養成事業（福祉有償運送運転者講習及びセダン等運転者講習の開催）	1～2 月	高取町内	3 名	8 名	230
③ 移動支援・地域交通に関する調査研究・普及啓発事業	福祉有償運送普及啓発事業（ドライバー募集チラシと利用者募集チラシの作成、及び頒布）	9 月頃	高取町内	3 名	地域住民 3,000 名程	91

④特定旅客自動車運送事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑤介護保険法に基づく居宅サービス事業および介護予防サービス事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑥介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑦高齢者および地域住民に対する生活支援、見守り、介護予防に関する事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑧高齢者および地域住民に対する食事提供、配食サービスおよび交流食堂の運営	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑨地域交流を目的とした飲食・コミュニティスペースの運営、地域交流イベント・講座等の開催	本年度事業実施予定なし	なし				0
⑩まちづくりに関する調査・研究・提言活動	本年度事業実施予定なし	なし				0

⑪その他、この法人の目的を達成するために必要な非営利事業	本年度事業実施予定なし	なし				0
------------------------------	-------------	----	--	--	--	---

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
①医療、介護および福祉に関する研修・セミナー受託事業	本年度事業実施予定なし	なし			0
②マニュアル・教材の制作及び販売事業	本年度事業実施予定なし	なし			0
③コンサルティング事業（福祉有償運送の立ち上げ支援、運営改善支援等）	本年度事業実施予定なし	なし			0
④物品販売事業	本年度事業実施予定なし	なし			0
⑤地域の資源や文化を生かした観光客等への食事提供・交流事業	本年度事業実施予定なし	なし			0

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人ひとまちルリエ

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	55,000	0	55,000
賛助会員受取会費	0	0	0
.....	0	0	0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	600,000	0	600,000
施設等受入評価益	0	0	0
.....	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
県補助金	426,000	0	426,000
.....	0	0	0
4. 事業収益			
福祉有償運送立ち上げ準備事業収益	50,000	0	50,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
.....	0	0	0
経常収益計	1,131,000	0	1,131,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	200,000	0	200,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....	0	0	0
人件費計	200,000	0	200,000
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
通信費	66,308	0	66,308
会場費	46,700	0	46,700
ボランティア保険料	30,240	0	30,240
利用者保険料	1,000	0	1,000
講習外注費	220,000	0	220,000
広報費	126,951	0	126,951
備品費	229,680	0	229,680
支払手数料	15,000	0	15,000
.....	0	0	0
その他経費計	735,879	0	735,879
事業費計	935,879	0	935,879
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0

法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
通信費	114,780	0	114,780
備品費	10,000	0	10,000
支払手数料	84,000	0	84,000
返品費	50,000	0	50,000
.....	0	0	0
その他経費計	258,780	0	258,780
管理費計	258,780	0	258,780
経常費用計	1,194,659	0	1,194,659
当期経常増減額	▲ 63,659	0	▲ 63,659
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
.....			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
.....			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	▲ 63,659	0	▲ 63,659
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			▲ 63,659
その他			

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ひとまちルリエ
(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
.....	0	0	0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
.....	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	400,000	0	400,000
町助成金			
.....	0	0	0
4. 事業収益			
福祉有償運送事業収益	2,125,000	0	2,125,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
.....	0	0	0
経常収益計	2,525,000	0	2,525,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,960,000	0	1,960,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....	0	0	0
人件費計	1,960,000	0	1,960,000
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
通信費	79,244	0	79,244
支払利息	0	0	0
ボランティア保険料	40,320	0	40,320
利用者保険料	80,000	0	80,000
講習外注費	220,000	0	220,000
会場費	15,000	0	15,000
広報費	66,594	0	66,594
.....	0	0	0
その他経費計	501,158	0	501,158
事業費計	2,461,158	0	2,461,158
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0

法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
通信費	38,280	0	38,280
.....	0	0	0
その他経費計	38,280	0	38,280
管理費計	38,280	0	38,280
経常費用計	2,499,438	0	2,499,438
当期経常増減額	25,562	0	25,562
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
.....			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
.....			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	25,562	0	25,562
前期繰越正味財産額			▲ 63,659
次期繰越正味財産額			▲ 38,097